No. 32

制度	名	出産・子育て応援事業費補助	主管課名	少子化対策課 母子保健 G		
			問合せ先	029-301-3257		
目的・趣旨		妊娠期から出産・子育て期において、切れ目なく身近で相談に応じ、必要				
		な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に講じることにより、				
		安心して出産・子育てができる環境を整備する。				

〔対象団体〕 市町村

[対象事業]

• 伴走型相談支援

妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届から乳児家庭全戸訪問までの間に面談等を実施し、 継続的に支援を実施

・経済的支援(出産・子育て応援給付金)

妊娠届出時:出産応援ギフト(妊婦1人当たり5万円相当)を妊娠届出時の面談

実施後に支給

出生届出後:子育で応援ギフト(こども1人当たり5万円相当)を出生届出~

乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後に支給

[補助要件等]

なし

[対象経費]

- ・相談支援を実施する職員人件費
- ・相談支援の事務に要する活動費 等
- ・出産・子育て応援ギフト
- ・クーポン発行等に係る委託経費(補助率:国10/10)

〔補助限度額等〕

未定

[経費負担割合]

1)=2 (2 11 71117)									
区分	国	県	市町村	その他					
伴走型相談支援	1/2	1/4	1/4						
出産・子育て応援給付金	2/3	1/6	1/6						
クーポン発行等に係る委託経費	10/10	-	_						
〔令和6年度当初予算額〕	[令和5年度補助対象団体]								
324, 852 千円				4 4 団体					

[備考]